



新給食センターの

給食センター建設事業

問 土地の選定にあたり、民家に近いと感じるが、今の土地に決められた理由を伺いたい。

答 近くに河川がなく、水害の恐れがないこと。幹線道路に近く、2時間喫食(調理後から食べ始める時間)が可能であること。電気・水道などのインフラ整備がしやすいこと。敷地の形状が建物が立てやすい形状であったこと。土地費用が安価であったことから今の土地に決定した。

問 給食の配送ルートを確認したい。あわせて周辺整備を要望する。

答 ルートはまだ決定していないが、狭小道路、住宅地を避け北側の道路から主要幹線道路を利用する考えである。

問 今回は教育施設整備基金を使ったが、今後は。

答 国庫補助金と起債、基金で行っていく。

問 設計委託料が高額ではないか。

答 造成設計委託料と建設設計委託料となっている。概算をもとに算出した。

税条例の一部改正

平成30年6月6日に施行された生産性向上特別措置法の施行にともない、中小企業の労働、生産性革命の実現のため、認定を受けた中小企業の設備投資にかかる固定資産税の特例を講じるもの。3年間は新規取得設備の固定資産税がゼロとなる。

問 特例措置によって予算への影響はどうか。

答 現段階で算定は出来ない。

問 対象となる事業者はどれくらいあるのか。

答 資本金1億円以下の法人と従業員1000人以下の事業者で約3000ある。

問 国からの町への優遇はあるのか。

答 減額分は交付税措置となると聞いている。

審議結果

議案	議決	結果	議案	議決	結果
工事請負契約の締結(下水道工事その1)	全員賛成	承認	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正	全員賛成	可決
工事請負契約の締結(下水道工事その2)	全員賛成	承認	ラブホテル建築規制条例の一部改正	全員賛成	可決
工事請負契約の締結(下水道工事その3)	全員賛成	承認	平成30年度一般会計補正予算(第1号)	全員賛成	可決
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	全員賛成	可決	税条例の一部改正について	全員賛成	可決
指定地域密着型サービス等の事業の人員等に関する基準を定める条例の一部改正	全員賛成	可決			

採決には議長は加わりません。